



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 岡 山 製 紙
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 津 川 孝 太 郎
(コード番号 3892 JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 妻 鹿 徹
電 話 086-262-1101

定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 16 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、第 177 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行を決議しております。これに伴い、平成 30 年 8 月 28 日開催予定の第 177 回定時株主総会に、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事案を、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ①取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のため、所要の変更を行うものであります。
- ②法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定を新設するとともに、選任決議の有効期間を選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとするものであります。
- ③機動的に取締役会を運営することができるよう、取締役会の決議の省略（書面又は電磁的記録による方法）に関する規定を新設するものであります。
- ④発行可能株式総数を現在の発行株式総数の 4 倍以内とするため、所要の変更を行うものであります。
- ⑤会社情報開示の充実化と情報の提供方法の合理化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。
- ⑥監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策の実施を可能とするとともに、地震その他緊急事態への対処を念頭に置いたリスク管理の一環として、剰余金の配当等について、株主総会の決議によるほか取締役会の決議によっても行うことができるようにするため、所要の規定を新設するとともに、当該新設規定の一部と内容が重複する現行定款の規定を削除するものであります。

⑦上記の各変更に伴う条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 30 年 8 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 30 年 8 月 28 日総会終了時 (予定)

2. 役員人事について

平成 30 年 8 月 28 日開催予定の第 177 回定時株主総会に付議する、監査等委員会設置会社移行に関する定款の一部変更に伴い、現任取締役 5 名及び監査役 3 名は全員、同株主総会終結の時をもって退任します。同株主総会での承認を前提として、監査等委員である取締役以外の取締役候補者 4 名と、監査等委員である取締役候補者 4 名の選任を内定いたしました。

【監査等委員会設置会社移行後の役員人事】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（平成 30 年 8 月 28 日に開催予定の第 177 回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	旧役職名
つがわ こうたろう 津川 孝太郎	代表取締役社長	代表取締役社長
くろずみ こうたろう 黒住 康太郎	常務取締役 営業統括部長	常務取締役 営業統括部長
にしほら おさむ 西原 修	取締役 営業統括部長補佐	取締役 営業統括部長補佐
めが とおる 妻鹿 徹	取締役 管理統括部長	取締役 管理統括部長

- ・監査等委員である取締役候補者

（平成 30 年 8 月 28 日に開催予定の第 177 回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	旧役職名
かたおか まこと 片岡 誠	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
たい ひろし 田井 廣志	取締役 選定監査等委員 社外	取締役 社外
おかざき あきら 岡崎 彬	取締役 監査等委員 社外	監査役 社外
まつうら たかお 松浦 孝夫	取締役 監査等委員 社外	監査役 社外

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">1. ~ 7. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,800万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 13 条 ~ 第 14 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 15 条 当社の取締役は 3 名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 16 条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累計投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">① ~ ⑦ (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,200万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 14 条 ~ 第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 16 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 3 名以上とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は 3 名以上とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 17 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(補欠の監査等委員である取締役の選任)</u></p> <p>第 18 条 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>等委員である取締役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. <u>前条の規定は、補欠の監査等委員である取締役にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 24 条 <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第21条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第23条 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>(選 任) 第24条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第26条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会) 第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規</p>	<p>において、当該議決に加わることができない取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等) 第25条 (現行どおり) 2. 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役以外とそれ以外の取締役を区別して定める。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>) 第27条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>) 第28条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>2. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) 第31条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第32条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(<u>剰余金の配当</u>)</p>	
<p>第32条 <u>株主総会の決議により、毎年5月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記録され</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>た株主又は登録株式質権者に対し、 中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第33条 当社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の 決議によって市場取引等により自 己株式を取得することができる。</u></p> <p>第<u>34</u>条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>